

## 群馬県埋蔵文化財事務取扱い要綱

(目的)

第1条 この要綱は、群馬県の埋蔵文化財の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(埋蔵文化財に関する届出)

第2条 文化財保護法（以下「法」という。）第92条、第93条、第94条、第96条及び第97条の規定により提出する埋蔵文化財に関する届出及び通知は、群馬県文化財保護条例施行規則（以下「施行規則」という。）別記様式第21号、第22号及び第23号に必要な事項を記入し、当該市町村教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の条例の定めるところによりその長が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた市町村にあっては、その長。以下同じ。）を経由して群馬県知事（以下「知事」という。）に提出するものとする。

(発掘調査に係る届出と指示)

第3条 知事は、法第92条の規定により提出された発掘届出の内容が適正と判断された場合は、発掘調査に係る指示書を当該市町村教育委員会を経由して届出者に通知するものとする。

- 2 諸般の事情のため30日前を待たないで緊急に発掘調査を必要とする場合は、事前に知事と協議を行うものとする。
- 3 民間調査機関を使って発掘調査を実施する場合は、市町村の埋蔵文化財保護体制の整備を前提とし、知事と十分な協議を行った上で行うものとする。

(発掘調査の禁止、停止又は中止)

第4条 知事は、法第92条の規定による発掘届出の内容を検討した結果、埋蔵文化財の保護上不適切と認めるときは、当該発掘を禁止するものとし、届出者宛に当該市町村教育委員会を経由して通知するものとする。

- 2 発掘調査を実施している場合であっても、当該発掘が埋蔵文化財の保護上不適切と認められるときは、当該発掘の停止又は中止を命令するものとし、届出者宛に当該市町村教育委員会を経由して通知するものとする。
- 3 発掘調査の禁止、停止又は中止命令を行う際は、法第154条の規定により聴聞を行うものとする。

(土木工事等の発掘に係る届出又は通知と指示)

第5条 知事は、法第93条及び第94条の規定により提出された土木工事等のための届出書及び通知書の内容を審査し、発掘調査の実施に関する判断を行い、その結果を当該市町村教育委員会を経由して届出者若しくは通知者に通知するものとする。

- 2 市町村教育委員会は、届出者あるいは通知者と、あらかじめ工事の内容と埋蔵文化財の取扱いについて協議を行うものとする。

(遺跡の発見に係る届出又は通知と指示)

第6条 知事は、工事中に発見され、法第96条若しくは第97条の規定により届出又は通知のあった新たな埋蔵文化財包蔵地の扱いについて判断を行い、その結果を当該包蔵地を管理する市町村教育委員会

を經由して届出者若しくは通知者に通知するものとする。

(遺跡の発見に係る現状変更の禁止又は停止命令)

第7条 知事は、遺跡の発見に際し当該遺跡の現状を変更しないことを命じたにもかかわらず工事を継続している等、遺跡の現状を変更するおそれがあるときや、遺跡の扱いの協議中に工事を再開しようとした場合は、法第96条第2項の規定により3箇月を超えない範囲で工事の禁止又は停止命令を出すことができるが、その場合にあつては当該市町村教育委員会を經由して届出者に通知するものとする。

2 知事が前項の停止命令及び禁止命令を出して調査を行っても、同項で規定する期間内で調査が完了せず、引き続いて調査を行う必要がある場合は、法第96条第5項により1回に限り合計6箇月を超えない範囲でその期間を延長することができるが、その場合にあつては当該市町村教育委員会を經由して届出者に通知するものとする。

3 現状変更の停止命令、若しくは禁止命令又はこれらの命令の期間の延長をしようとするときは、法第154条の規定により聴聞を行うものとする。

(発掘調査事務処理総括表の提出)

第8条 市町村教育委員会は、法第99条の規定により実施した発掘調査について、3箇月ごとの年4回知事に発掘調査事務処理総括表（群馬県埋蔵文化財事務取扱い要綱（以下「要綱」という。）別記様式1）を提出するものとする。

(埋蔵物発見届)

第9条 発掘調査等で埋蔵物を発見した者及び発掘調査以外で偶然に埋蔵物を発見した者は、遺失物法第4条第1項の規定により発掘終了後又は発見の日から1週間以内に、これを所轄警察署長に提出しなければならない。ただし、当該埋蔵物が極めて多量若しくは重いものである場合、き損又は混交するおそれがある場合及び学術的な整理が必要である場合で、警察署長に提出することが困難であるとき又ははなはだしく保存上支障があるときは、埋蔵物発見届（要綱別記様式2）及び埋蔵物保管証（要綱別記様式3）の届出をもって警察署長へ提出したものであるものとしての取扱いを受けることができる。

2 特に重要な埋蔵物を発見したときは、埋蔵文化財発見報告書を当該市町村教育委員会経由で知事に提出するものとする。

(埋蔵文化財提出書)

第10条 警察署長は、埋蔵物として提出された物件が文化財と認められるときは、所有者が判明している場合を除き、埋蔵文化財提出書（施行規則別記様式24）を知事に提出するものとする。

(埋蔵物保管証)

第11条 発見された埋蔵物は、学術上の分類や整理等のため発掘者（偶然の場合は発見者）が一時保管するものとし、埋蔵物保管証（要綱別記様式3）を知事に提出するものとする。提出にあつては、第9条で規定する埋蔵物発見届とともに警察署長に提出するものとする。

2 所轄警察署長は、発見者によって提出された埋蔵物保管証を埋蔵文化財提出書に添え、知事に提出するものとする。

(埋蔵物の鑑査と認定)

第12条 知事は、提出された埋蔵物について鑑査し、文化財と認定された場合は、その結果を施行規則別記様式25(その1)により警察署長に通知するとともに、当該市町村教育委員会にも通知し、当該市町村教育委員会経由で施行規則別記様式25(その2)及び(その3)により発見者並びに土地所有者に通知するものとする。

2 鑑査した埋蔵物が文化財として認定できなかった場合は、法第102条第2項の規定により所管警察署長に差し戻すものとする。

(譲与)

第13条 発見者並びに発見された土地の所有者又は発見された土地を管轄する地方公共団体その他知事が認める団体が譲与を受けようとするときは、施行規則第25条の3に基づき文化財の(譲与・譲渡)申請書(施行規則別記様式20)により知事に申請するものとする。

2 知事は、譲与に係る申請書を審査し、譲与することを決定したときは、当該市町村教育委員会を經由して申請者に通知するものとする。

(出土品の買い上げ)

第14条 知事は、出土品が本県にとって極めて重要であり、県有財産とする必要があると判断した場合は、法第105条及び群馬県文化財保護条例第45条の2の規定により報償金を支払った上で県有財産とすることができる。

2 報償金を支払うにあたっての価格の決定は、施行規則第25条の2の規定により埋蔵文化財評価委員会で行うものとする。

3 埋蔵文化財評価委員会は群馬県埋蔵文化財評価委員会設置要綱第5条の規定により必要に応じて知事が召集する。

4 報償金の額は、知事が決定する。

(埋蔵文化財包蔵地の把握と決定)

第15条 市町村教育委員会は、新たな遺跡が発見された場合及び埋蔵文化財の所在が確認された場合、若しくは周知の埋蔵文化財包蔵地において遺跡の内容等を修正する必要がある場合にあっては、埋蔵文化財包蔵地の所在及び範囲を把握し、要綱別記様式4により、知事に報告するものとする。

2 知事は、市町村教育委員会の報告を受け、埋蔵文化財包蔵地の内容を審査し、これを決定した場合は、市町村教育委員会に通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成17年12月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年12月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。